

株主各位

## 第88期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

法令および当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項につきまして、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様を提供しております。

会社の支配に関する基本方針

連結計算書類の注記表

計算書類の注記表

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

日本製麻株式会社

## 7. 会社の支配に関する基本方針

### ① 当社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として、当社の株式について株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社の株式に対する大量の買付行為またはその提案がなされた場合においても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであればこれを否定するものではなく、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社グループの事業は、産業資材事業、マット事業、食品事業、不動産開発事業等、幅広く展開しており、当社の経営に当たっては、専門的な知識と経験の他、当社の企業理念および企業価値の様々な源泉、ならびに国内外顧客・従業員および取引先等のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解することが不可欠です。

従いまして、当社は、会社法施行規則第118条に定める、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、これらを十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。

逆に言えば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるなど、濫用的な買付等を行う買付者および買付提案者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような買付に対しては、当社は必要かつ相当な対応策をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

具体的には、大量買付行為のうち、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、強圧的二段階買付等、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われるもの、買付内容を判断するために合理的に必要な情報を株主の皆様に十分に提供することなく行われるもの、買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性等）が当社の企業価値に鑑み不十分または不適当であるもの等は、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資さないものと判断いたします。

よって、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

### ② 当社基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、当社の経営の基本方針に従い、これまで進めてまいりました中期経営計画を引き続き継続するとともに、積極的な経営を断行することにより持続的成長を実現させていきます。

当社の経営の基本方針は、「産業は公共の福祉をはかれをモットーとする」であ

り、この基本方針を実現するために、「魅力ある商品で、お客様に豊かな生活を提供する」、「自然環境を保護し、地球と共存する」、「時代を先取りし、世界の市場に貢献する」、「人間性を尊重し、活力・魅力ある企業をつくる」ことを目指しております。

中長期的な経営戦略としましては、産業資材事業、マット事業、食品事業をコアとし、「新商品の開発・拡販」、「新規販路の拡大」、「財務体質の強化」を目標とし、中期経営計画を策定し、組織のスリム化による時代の変化への機動的な対応やコスト削減による収益力の強化、利益体質への転換に取り組んでまいります。

具体的には、

- ・産業資材事業につきましては、主力の包装容器の販売強化に加えて輸送形態の変化に対応できるように産業資材全般の取扱を積極的に進めると同時に、黄麻製品の特色を生かしたエコ・災害対策用資材市場等の新分野への進出を図ってまいります。
- ・マット事業につきましては、自動車メーカーおよび消費者ニーズに対応した特色ある機能商品の提供により収益を確保してまいります。
- ・食品事業につきましては、パスタ類の拡販に加え、レトルトソースの販売強化に傾注するとともに、市場ニーズに対応した新商品の開発を積極的に展開してまいります。

さらに、その推進体制としては商品の開発・生産を推進する「事業部制」と国内をブロックに分割して地域密着型の営業を行う「支店制度」が確立しており、販売と生産がバランス良くかみ合う推進体制により、高い競争力の実現と収益力確保をめざしてまいります。

海外事業におきましては、いち早くタイ国に拠点をつくり、現在では、東南アジア地域をはじめ、中国、中東諸国、豪州等に販路を拡大しております。また、海外事業の成長が国内事業の発展にもつながる体制が構築され、海外での情報を独自性と競争力をもつ商品開発に生かすとともに、今後さらに国内における海外企業との競争激化が予想されるなか、当社の海外商品戦略を強力に推進してまいります。

このように当社は、顧客に対して高いブランド価値に基づいた商品の提案を長年にわたり積み重ねてきたことが、現在の企業価値の源泉になっており、企業文化の継続・発展が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を最大化することにつながると考えております。今後も、中長期的な目標を見据えた堅実な経営を基本としながら、経営資源の配分の見直しや戦略的投資を行い、より競争力を高め企業の成長を推進してまいります。

また、当社はコンプライアンス体制の充実が社会全体からますます求められており、これを経営上の重要課題と認識し、内部統制システムの体制強化を図ることにより、顧客や株主の皆様はもとより社会全体から高い信頼を得るように努めてまいります。

上記取組みを着実に実行することで、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させることが、当社および当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資することができると考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成21年5月13日開催の取締役会において、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「旧プラン」といいます。）の導入について決議し、発効いたしました。この際、旧プランの重要性に鑑み、平成21年6月26日開催の当社第81期定時株主総会に議案とさせていただき、株主の皆様のご承認をいただいております。

平成24年4月20日開催の取締役会において、その後の買収防衛策をめぐる動向を踏まえ、「当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部改訂・継続」（以下、改訂後のプランを「本プラン」といいます。）を決議し、平成24年6月28日開催の当社第84期定時株主総会に議案とさせていただき、株主の皆様のご承認をいただいております。

改訂の概要は、①買付者等が回答を行う情報提供期間を設定したこと、②買付者等の買付け等の評価を行う評価期間につき、上限を設定し、それ以上の延長をできないものとしたこと等の2点です。

平成27年4月17日開催の取締役会において、本プランの継続を決議し、平成27年6月26日開催の当社第87期定時株主総会に議案とさせていただき、株主の皆様のご承認をいただいております。

本プランは、仮に当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下、総称して「買付」といいます。）が行われた場合、買付を行う者またはその提案者（以下、総称して「買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間並びに買付者との交渉の機会の確保をしようとするものであります。

当社は、本プランにより、当社基本方針に照らして、当社の企業価値および株主の皆様のご利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止しようとするものであります。

本プランは、買付者が当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付または当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付のいずれかにあたる買付（以下、「対象買付」といいます。）を行った場合に、新株予約権の無償割当て、または法令および当社定款に照らして採用することが可能なその他の対抗措置（以下、単に「その他の対抗措置」といいます。）を行うか否かを検討いたします。

当社取締役会は、対象買付がなされたときまたはなされる可能性がある場合、速やかに当社取締役会から独立した特別委員会を設置いたします。この特別委員会は、当社取締役会から独立して本プランの発動および不発動に関し、審議・決定いたします。

当社株式について買付が行われる場合、当社は、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、対象買付を行う買付者には、買付の実行に先立って、当社取締役会に対して、買付者の買付内容の検討に必要な情報を記載したうえ、買付者が買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

その後、特別委員会は、買付者からの意向表明書および要求する情報、ならびに当社取締役会からの意見・資料・情報等を受領し、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、ならびに買付者の買付内容と、当社取締役会が提示する代替案の検討および比較等を行います。

特別委員会は、特別委員会の判断が当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資するものとなるように、当社の費用により、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるものいたします。

また、特別委員会の判断の透明性を高めるため、同委員会は、意向表明書の概要、買付者の買付内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提示された代替案の概要その他特別委員会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

当社は、買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合、あるいは遵守した場合であっても買付者による買付が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす恐れのある買付であるなど、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と認められる場合、特別委員会の勧告に基づき、当社取締役会が対抗措置の発動および不発動を決定いたします。

この新株予約権は、当社取締役会が定める一定の日における当社の最終の株主名簿に記録をされた株主に対し、その所有する当社株式（ただし、当社の有する自己株式を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割当ていたします。

新株予約権の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は1株であり、新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭とし、金1円で、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する金額に対象株式数を乗じた価額といたします。その際、一定の買付者等による権利行使が認められないという行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付されております。

本プランの有効期間は、平成27年6月26日開催の当社第87期定時株主総会での承認可決の日から、平成30年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの約3年間とします。ただし、本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

また、当社は、当社の企業価値および株主の皆様の共同利益の維持・向上を図る観点から、当社取締役会の決議により、本プランの有効期間中、定時株主総会で承認いただいた本プランの趣旨に反しない範囲内で、本プランの見直し等を行うことがあります。しかし、本プランの有効期間中であっても、見直し等の範囲を超える

重要な変更が必要になった場合は、当社株主総会において株主の皆様のご承認を得て本プランの廃止または変更を行うことがあります。

本プランは、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主および投資家の皆様に直接的な影響が生じることはありません。

当社取締役会が本新株予約権無償割当ての決議において別途定める一定の日における株主の皆様に対し、保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償で割当てられます。株主の皆様は、無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となりますので、申込みの手続等は不要です。

そして、当社が、当社取締役会の決定により、新株予約権の行使条件のもと、新株予約権を行使することができない買付者（以下、「行使制限買付者」といいます。）以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付する場合、行使制限買付者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、当社は、法定の手續に従い、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに株主の皆様当社株式を交付いたします。なお、この場合、係る株主の皆様には、別途ご自身が行使制限買付者でないこと等についての表明書面等を当社所定の書式によりご提出いただく場合があります。

#### ④ 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記②に記載した当社基本方針の実現に資する特別な取組みおよびそれに基づく様々な施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、前記③に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の承認を得た上で導入されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、弁護士・大学教授・公認会計士等の社外有識者から構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができることとされていること、有効期間を約3年間に限定している上、取締役会により、何時でも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- (注) 1. 本事業報告中に記載の金額および株式数は表示単位未満を切捨てて表示しております。
2. 本事業報告中での記載金額には、消費税等が含まれておりません。

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社……………2社

サハキット ウィサーン カンパニー リミテッド

サハキット ウィサーン ジャパン株式会社

#### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社であるサハキット ウィサーン カンパニー リミテッドおよびサハキット ウィサーン ジャパン(株)の決算日は12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る財務諸表を基礎として連結を行っております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

###### ①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

###### ②デリバティブ

時価法

###### ③たな卸資産

主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産

主として定額法

（リース資産を除く）

また、当社において平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

###### ②無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

###### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金  
債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外子会社は個別の債権の回収可能性を検討して計上しております。
- 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る負債の計上基準  
当社および連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- |             |   |
|-------------|---|
| ヘッジ会計の方法    | 繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を適用しております。  |
| ヘッジ手段とヘッジ対象 | 外貨建取引の為替変動リスクを回避するため、先物為替予約取引（主として包括予約）を行っております。  |
| ヘッジ方針       | 外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避するために、外貨建買掛金および成約高の範囲内で為替予約取引を行うこととし、投機目的のための取引は行わない方針であります。   |
| ヘッジ有効性評価の方法 | ヘッジの有効性については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の累計を基礎に評価しております。 |
- (7) 消費税等の処理方法  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。



#### 会計方針の変更に関する注記

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）、および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については連結財務諸表の組替えを行っております。企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）、連結会計基準第44-5項（4）および事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。なお、当連結会計年度において、連結財務諸表および1株当たり情報に与える影響額はありません。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産

担保に供している資産は次の通りであります。

財団を組成して担保に供している資産	建物及び構築物	249,408千円
	機械装置及び運搬具	40,977千円
	土地	451,940千円
	計	<u>742,326千円</u>
その他担保に供している資産	建物及び構築物	39,190千円
	投資有価証券	106,953千円
	土地	315,134千円
	計	<u>461,277千円</u>

担保対応債務は次の通りであります。

短期借入金	100,000千円
長期借入金	100,856千円
(1年内返済予定分を含む)	
計	<u>200,856千円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,624,642千円

3. 受取手形割引高

32,523千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類および総数	(普通株式)	36,733千株
---------------	--------	----------

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取り組み方針

- ① 当社グループは、主に食品事業、マツト事業の設備投資計画に照らし、銀行等金融機関からの借入により必要な資金を調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産等で運用し、短期的な運転資金については銀行借入により調達しております。
- ② デリバティブ取引は内部管理規程に従い、投機的な取引は行わない方針であり、為替変動リスクの軽減のため利用しております。

#### (2) 金融商品の内容およびリスク並びにリスク管理体制

- ① 営業債権である受取手形および売掛金は、取引先の信用リスクに晒されており、与信管理規程に沿って回収および残高の管理を行い、リスク低減を図っております。
- ② 投資有価証券は主として取引先企業との業務等に関連する長期保有目的の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されており、毎月時価の状況を把握し、保有状況を見直しております。
- ③ 長期貸付金は取引先企業等の信用リスクに晒されており、内部管理規程に従い貸付、回収および残高管理状況を経営会議に報告することとしております。
- ④ 営業債務である支払手形および買掛金は全て1年以内の支払期日であります。また、その一部には輸入に伴う外貨建てのものがあり為替の変動リスクに晒されており、リスク軽減のため相場の状況により先物為替予約取引を行っております。
- ⑤ 借入金および社債は、主に短期のものは運転資金であり、長期のものは設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。また、長期借入金の一部には財務制限条項が付されております。
- ⑥ リース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。
- ⑦ デリバティブ取引は通常の営業過程における輸出入取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するための先物為替予約取引（主に包括予約）であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が存在しない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表に含めておりません（(注)2参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	347,041	347,041	—
(2) 受取手形及び売掛金	796,871	796,871	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	119,376	119,376	—
(4) 長期貸付金 (流動資産「その他」 (1年内回収予定の 貸付金)を含む)	16,786	16,786	—
資 産 計	1,280,075	1,280,075	—
(1) 支払手形及び買掛金	625,666	625,666	—
(2) 短期借入金	100,000	100,000	—
(3) 社債 (1年内償還予定の 社債を含む)	132,000	132,136	136
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の 長期借入金を含む)	600,508	602,551	2,043
(5) リース債務 (1年内返済予定の リース債務を含む)	32,818	32,818	—
負 債 計	1,490,992	1,493,172	2,179

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金、ならびに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### 負債

- (1) 支払手形及び買掛金、ならびに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 社債、(4) 長期借入金および(5)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入、社債の発行、または、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	9,393
ミューチュアル・ファンド	377,171

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

#### 賃貸等不動産に関する注記

当連結会計年度末における賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	32円59銭
1 株当たり当期純利益	1円52銭

#### 重要な後発事象に関する注記

(資本金、資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分)

当社は、平成28年5月11日開催の取締役会において、平成28年6月29日開催予定の第88期定時株主総会に、資本金、資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分に関する議案を付議することを決議いたしました。

1. 資本金、資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の目的

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を補填し、財務体質の健全化および今後の機動的かつ効率的な経営を維持するための資本政策を実現するため、かつ株主への早期復配を目指すことを目的としております。

2. 資本金、資本準備金および利益準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項および第448条第1項の規定に基づき、資本金の一部、資本準備金および利益準備金の全額を減少させ、資本金および資本準備金についてはその他資本剰余金に、利益準

備金については繰越利益剰余金に、それぞれ減少する額の全額を振り替えるものであります。

① 減少する資本金、準備金の項目およびその額

資本金 1,836,660千円のうち1,736,660千円

資本準備金 17,380千円

利益準備金 84,200千円

② 増加する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 1,754,040千円

繰越利益剰余金 84,200千円

③ 資本金、資本準備金および利益準備金の減少の方法

発行済株式総数の減少は行わず、資本金、資本準備金および利益準備金の額を減少いたします。

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金、資本準備金および利益準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本金および資本準備金の額の減少によって増加するその他資本剰余金の一部を減少させ、繰越利益剰余金に振り替えることにより繰越利益剰余金の欠損を填補するものであります。

この結果、平成28年3月31日現在の当社の繰越利益剰余金の欠損額1,273,897千円を全額解消いたします。

① 減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 1,189,697千円

② 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,189,697千円

4. 日程（予定）

取締役会決議日 平成28年5月11日

株主総会決議日 平成28年6月29日（予定）

債権者異議申述公告日 平成28年7月1日（予定）

債権者異議申述最終期日 平成28年8月1日（予定）

効力発生日 平成28年8月3日（予定）

## 5. 今後の見通し

本件は、「純資産の部」における科目間の振替処理であり、当社の純資産額には変動はなく、業績に与える影響はありません。

(株式併合)

当社は、平成28年5月11日開催の取締役会において、平成28年6月29日開催予定の第88期定時株主総会に、株式併合に係る議案を付議することを決議いたしました。

### 1. 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目標としております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてのこの趣旨を尊重して、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合を実施いたします。

### 2. 株式併合の内容

#### ① 併合する株式の種類

普通株式

#### ② 併合の比率

平成28年10月1日をもって、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式を基準に、10株につき1株の割合で併合いたします。

#### ③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成28年3月31日現在） 36,733,201株

株式併合により減少する株式数（注） 33,059,881株

株式併合後の発行済株式総数 3,673,320株

（注）「株式併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値であります。

### 3. 1株当たり情報におよぼす影響

当該株式併合が期首に行われたと仮定した場合の、当連結会計年度における1株当たり情報は以下の通りであります。

1 株当たり純資産額 325.89円

1 株当たり当期純利益金額 15.24円

#### 個別注記表

#### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

##### 1. 資産の評価基準および評価方法

###### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

###### (2) デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ 時価法

###### (3) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品、製品、原材料、仕掛品、貯蔵品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

##### 2. 固定資産の減価償却の方法

食品工場、不動産開発事業用の  
有形固定資産（リース資産を除く） 定額法

上記以外の有形固定資産  
（リース資産を除く） 定率法

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

長期前払費用 定額法

##### 3. 外貨建の資産および負債 の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。



4. 引当金の計上基準	
貸倒引当金	債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与に充てるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
5. ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を適用しております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	外貨建取引の為替変動リスクを回避するため、先物為替予約取引（主として包括予約）を行っております。
ヘッジ方針	外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避するために、外貨建買掛金および成約高の範囲内で為替予約取引を行うこととし、投機目的のための取引は行わない方針であります。
ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジの有効性については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の累計を基礎に評価しております。
6. 消費税等の処理方法	消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

#### 貸借対照表に関する注記

##### 1. 担保提供資産

担保に供している資産は次の通りであります。

財団を組成して担保に供している資産	建物・構築物	249,408千円
	機械装置	40,977千円
	土地	451,940千円
	計	742,326千円
その他担保に供している資産	投資有価証券	106,953千円
	土地	12,958千円
	計	119,911千円

担保対応債務は次の通りであります。

短期借入金	100,000千円
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	100,856千円
計	200,856千円

##### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

1,731,451千円

##### 3. 受取手形割引高

32,523千円

##### 4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	4,255千円
短期金銭債務	209,909千円

#### 損益計算書に関する注記

##### 1. 関係会社との取引高

営業取引高	
売上高	47,766千円
仕入高	565,439千円
その他の営業取引高	846千円
営業取引以外の取引高	40,779千円

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数	(普通株式)	61千株
---------------	--------	------

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

#### (流動の部)

繰延税金資産	
賞与引当金	3,223千円
未払費用	4,250千円
その他の	3,897千円
計	<u>11,371千円</u>

#### (固定の部)

繰延税金資産	
貸倒引当金	23,211千円
ゴルフ会員権等	3,685千円
減損損失	39,775千円
退職給付引当金	5,282千円
投資有価証券評価損	9,040千円
その他有価証券評価差額金	8,178千円
繰越欠損金	177,093千円
小計	<u>266,267千円</u>
評価性引当額	<u>△259,321千円</u>
計	<u>6,945千円</u>

### 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.1%から平成28年4月1日に開始する事業年度および平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.5%となります。

この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	サハキットウ ィサーンカン パニーリミテ ッド	99.9% (注)2	役員 の兼任 2名	自動車マットの仕 入(注)3	565,439	支払手形	209,845
						買掛金	64

- (注) 1. 関連当事者との取引に記載した金額のうち、取引金額は消費税を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
2. 取引条件および取引条件の決定方針等  
議決権比率は緊密な者等の所有割合51.1%を含めて記載しております。
3. 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉のうえで決定しております。

### 2. 役員および個人主要株主等

属性	氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	中本広太郎	当社 代表取締役	直接 1.76	当社の借入金に対し 債務保証を受けてお ります。	被債務保証 (注)2	158,290	—	—

- (注) 1. 関連当事者との取引に記載した金額のうち、取引金額は消費税を含んでおりません。
2. 取引条件および取引条件の決定方針等  
代表取締役社長中本広太郎より株式会社北陸銀行51,488千円、日新信用金庫61,080千円、株式会社富山銀行8,214千円、みなと銀行37,508千円の借入金に対し債務保証を受けております。  
なお、当社は当該債務保証について保証料の支払および担保提供を行っておりません。

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	17円25銭
1 株当たり当期純利益	1円15銭

## 重要な後発事象に関する注記

(資本金、資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分)

平成28年5月11日開催の取締役会において、平成28年6月29日開催予定の第88期定時株主総会に、資本金、資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分に関する議案を付議することを決議いたしました。

### 1. 資本金、資本準備金および利益準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の目的

現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を補填し、財務体質の健全化および今後の機動的かつ効率的な経営を維持するための資本政策を実現するため、かつ株主への早期復配を目指すことを目的としております。

## 2. 資本金、資本準備金および利益準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項および第448条第1項の規定に基づき、資本金の一部、資本準備金および利益準備金の全額を減少させ、資本金および資本準備金についてはその他資本剰余金に、利益準備金については繰越利益剰余金に、それぞれ減少する額の全額を振り替えるものであります。

### ① 減少する資本金、準備金の項目およびその額

資本金 1,836,660千円のうち1,736,660千円

資本準備金 17,380千円

利益準備金 84,200千円

### ② 増加する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 1,754,040千円

繰越利益剰余金 84,200千円

### ③ 資本金、資本準備金および利益準備金の減少の方法

発行済株式総数の減少は行わず、資本金、資本準備金および利益準備金の額を減少いたします。

## 3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金、資本準備金および利益準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本金および資本準備金の額の減少によって増加するその他資本剰余金の一部を減少させ、繰越利益剰余金に振り替えることにより繰越利益剰余金の欠損を填補するものであります。

この結果、平成28年3月31日現在の繰越利益剰余金の欠損額1,273,897千円を全額解消いたします。

### ① 減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 1,189,697千円

### ② 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,189,697千円

## 4. 日程(予定)

取締役会決議日 平成28年5月11日

株主総会決議日 平成28年6月29日(予定)

債権者異議申述公告日 平成28年7月1日(予定)

債権者異議申述最終期日 平成28年8月1日（予定）

効力発生日 平成28年8月3日（予定）

#### 5. 今後の見通し

本件は、「純資産の部」における科目間の振替処理であり、当社の純資産額には変動はなく、業績に与える影響はありません。

（株式併合）

平成28年5月11日開催の取締役会において、平成28年6月29日開催予定の第88期定時株主総会に、株式併合に係る議案を付議することを決議いたしました。

##### 1. 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

東京証券取引所に上場している企業としてのこの趣旨を尊重して、株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合を実施いたします。

##### 2. 株式併合の比率

###### ① 併合する株式の種類

普通株式

###### ② 併合の比率

平成28年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式を基準に、10株を1株の割合で併合いたします。

###### ③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成28年3月31日現在） 36,733,201株

株式併合により減少する株式数（注） 33,059,881株

株式併合後の発行済株式総数 3,673,320株

（注）「株式併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値であります。

### 3. 1株当たり情報におよぼす影響

当該株式併合が期首に行われたと仮定した場合の、当事業年度における1株当たり情報は以下の通りであります。

1株当たり純資産額 172.48円

1株当たり当期純利益金額 11.47円